

テロ等準備罪法案を成立させないでください

内閣総理大臣 安倍晋三殿

法務大臣 金田勝年殿

私ども日本長老教会社会委員会は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会提出したことに抗議し、同法案の取り下げを強く求めます。

1. 同法案はテロ対策に全く必要ではありません。

同法案について、政府はテロ対策にテロ等準備罪を盛り込む必要があるであること、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約（略称「TOC条約」）の批准のために本法案が必要であると主張しています。しかし、上記条約は、マフィア対策の条約であり、経済的利益を追求する国際的な組織犯罪を防止することを目的としており、テロ対策を目的としていません。日本はすでにテロ対策の国際条約を全て締結しています。外務省は「日本はテロ対策の国際条約を全て締結し、対応している」と記していたホームページを同法案が提出されるに先立って2017年1月27日に削除しました。

また日本の刑法やテロ対策を含む特別法規等の法律によって、予備・陰謀段階からの規制が既になされていて、テロ対策のために同法案が必要とされるとの主張には何ら根拠がありません。

2. 同法案は警察の恣意的逮捕・取り調べを可能にし、人権の著しい侵害をもたらします。

同法案は犯罪行為が行われる前の人の心の中の意図、計画、意思に対して取り締まることを目的としています。そのため277の犯罪の共謀を処罰対象とし様々な会話、メール等あらゆる人と人とのコミュニケーションが犯罪準備行為として取り締まりの要件となります。捜査機関は、通信傍受等によって監視を行い、市民のプライバシーを侵害することに道を開きます。同時に人の心の中の問題は警察によって恣意的に幾らでも疑いがあるものとして適用される可能性があり、なんら犯罪とは無縁の市民が、国策に反対する意見を持つだけでどのような理由によっても取り調べや逮捕が可能となります。同法案には「組織的犯罪集団」の定義がなく、労働組合や市民団体であっても、性格が一変すれば「組織的犯罪集団」として該当すると認めています。捜査機関が集団の性格が変わったと認定すれば一般市民であっても捜査の対象となり得ます。まさに冤罪がより一層拡大する人権侵害に大きく道を開くものです。

1925年に公布された治安維持法は、その改正の度に強化され、事実上誰でも嫌疑が掛けられれば逮捕・取り調べが可能となりました。その結果、宗教団体、学界、出版編集者、政府機関にまで適用が拡大され、思想、言論、信教の自由を弾圧し、特にキリスト教界においては、1942年に始まるホーリネス弾圧によって130名以上の教職者が検挙され、獄死者も出しました。

3. 同法案は社会を萎縮させ、ものの言えない社会に変えます。

恣意的な警察による逮捕が可能となり、同時に密告による刑事免責が行われれば、市民同士による監視、裏切りに怯える社会となり、ますます表現・集会の自由を委縮させる結果となります。警察が見せしめのように恣意的に逮捕することによって、周囲の市民運動を委縮させ、その結果言論を自主的に委縮させる効果に逮捕・取り調べが使用され得るものです。特に自由な信仰の意見表明に対しても大きな萎縮を与えることにもなります。

上記の理由により、同法案の撤回を切に求めます。

2017年5月10日
日本長老教会社会委員会
委員長星出卓也